

もとみやに住んでみませんか

10月1日より

マイホーム取得と宅地造成

への支援がスタートしました！

▶マイホームを取得した方へ最大30万円

対象	金額
中学生以下の子がいる世帯	30万円（うち、3万円は本宮商品券）
その他の世帯	20万円（うち、2万円は本宮商品券）

（対象および条件）

平成31年3月31日までに、居住を目的として市内に住宅を新規で取得し（新築または中古住宅購入）、申請の時点で以下に該当している方。（建替えの場合は該当しません。）

※平成27年1月1日固定資産税課税分（平成26年1月2日以降に完成・取得した住宅）より対象となります。

- （1）住宅の所有者であること
- （2）新規取得した住宅に住民登録をしていること
- （3）市税等の滞納がないこと
- （4）奨励金交付後、10年以上継続して対象住宅に居住する意思があること

▶宅地造成をした事業者へ最大300万円

1区画当たり20万円を交付額とします（上限額：300万円）

（対象および条件）

平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間に、以下に該当する宅地を造成した事業者

- （1）1区画当たりの面積が165平方メートル以上で、一団の土地に3区画以上あること
- （2）戸建て住宅地分譲の開発であり、都市計画区域内の場合は、建築基準法第42条に規定する道路に接道し、都市計画区域外の場合は、幅員4メートル以上の道路に接道すること

※避難指示の対象となっている方への支援制度についても現在準備を進めています。

マイホームの取得と宅地の造成を支援します

もとみやに住んでみませんか。

●支援を受けるためには申請が必要になります。

申請方法、制度に関する詳しい内容等については、市HPをご覧ください。また、お問い合わせください。

本宮市役所 市長公室 政策推進課

Tel：0243-24-5321



広報もとみや

毎月1日発行

【編集・発行】本宮市 市長公室 秘書広報課

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世12番地
☎ 0243-33-1111 FAX 0243-34-3138

ホームページアドレス <http://www.city.motomiya.lg.jp>
E-mail info@city.motomiya.lg.jp

〈再生紙使用〉



↑QRコード

本宮市ホームページ
検索窓から入力